

情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則

2011年5月11日制定

2011年7月1日改定

2012年4月15日改定

2014年1月31日改定

2017年2月22日改定

第1条（目的）

本規程は、資格制度規程附則第1条の定めにより、情報セキュリティ内部監査人能力認定制度の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第2条（定義）

1. 情報セキュリティ内部監査人（英語名称：Qualified Information Security Internal Auditor、略称：QISEIA）

組織の情報セキュリティマネジメントが、これに対し責任を負う経営者の期待する水準に達しているかを、組織内において独立した立場から評価し、経営者に意見を述べる者

2. 情報セキュリティ内部監査人能力認定

情報セキュリティ内部監査の質を高めるために、情報セキュリティ内部監査人として、当協会が定めた情報セキュリティに関する内部監査のスキームにしたがって、監査準備からフォローアップまでの一連の業務を理解し、監査業務の実務に携わることができる者の能力を認定すること

第3条（能力認定要件）

能力認定要件は、以下の通りとする。

1. 第2条第2項に定めるところに従った情報セキュリティ内部監査人としての能力
 - ・情報セキュリティ監査を実施するに際して必要となる最低限の情報技術分野/情報セキュリティ分野の知識
 - ・情報セキュリティ監査を組織の内部で実施するに際し必要となる情報セキュリティ監査知識
 - ・情報セキュリティ監査(実施フェーズ)実施についてのスキル
 - 実施計画の内容を理解できる
 - 監査手続に基づいて監査証拠を収集できる
 - 証拠を評価できる

- 担当部分の監査調書を作成できる
- 2. 監査人としての適切な行動
当協会の定める「監査人倫理規程」の遵守
- 3. 監査人としての個人的資質
上司または、それに準ずる者の推薦
- 4. 情報セキュリティ内部監査人

分類			能力認定要件
監査人としての能力	知識	専門分野	第2条第2項に定めるところに従って当協会が定める内容の教材を学習し、情報セキュリティ内部監査人能力認定試験に合格すること。
監査人としての適切な行動			監査人倫理規程への遵守を誓約すること。

第4条（能力の確認）

情報セキュリティ内部監査人の能力認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）に対し、第3条第1項に記載される情報セキュリティ内部監査人としての能力を以下により確認する。

1. 初回申請時には、申請者に対し能力認定試験により能力を確認する。
2. 第6条第2項に定める更新申請時には、申請者に対し情報セキュリティ内部監査あるいはそれに関係する能力維持活動の実績を確認する。

第5条（能力の認定）

1. 申請者は、別途定める申請手続きを協会に行う。
2. 協会は、資格認定委員会の審議により能力認定の可否を決定する。
3. 協会は、能力認定の可否の決定結果を速やかに申請者に通知する。

第6条（能力認定の有効期間と能力認定更新）

1. 能力認定の有効期間は能力認定月を基準にして2年を経過した後の最初の3月末日までとする。
2. 情報セキュリティの技術変化や、社会的変化による監査ニーズの変化に対応するため、以降、有効期間2年毎に、認定の更新を行う。

第7条（能力認定手数料）

能力認定申請手数料は下表の通りである（消費税別）。

	手数料
初回申請時	14,400 円
更新申請時	9,600 円

第8条（能力認定の取り消し）

資格認定委員会が、情報セキュリティ内部監査人につき、第3条の要件を欠くと認めたときは、これに対する認定を取り消し、その定める方法により公告する。

第9条（能力認定手続）

能力認定の運営手続については、別に定める情報セキュリティ内部監査人能力認定手続基準による。

第10条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第11条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則第1条（特例措置）

第3条および第4条に関わらず、資格認定委員会は、情報セキュリティ内部監査人能力認定手続基準に従い、情報セキュリティ内部監査の実務経験等を有する者の能力を情報セキュリティ内部監査人の能力として認定することができる。

附則第2条（アカデミー制度）

以下のすべての要件を満たす者を対象にアカデミー制度を設ける。

1. 高等教育機関または同等の教育機関に在籍する者（以下、学生等）
2. 外部研修実施機関等が実施する学生等を対象とした研修を受講した者
3. 初回認定時または能力認定更新時、学生等であること

アカデミー制度の能力認定手数料は下表の通りである。

	手数料（消費税別）
初回申請時	1,000 円
更新申請時	無料

附則 本規程は、2011年5月11日より適用する。
本規程は、2011年7月1日より改定する。
本規程は、2012年4月15日より改定する。
本規程は、2014年1月31日より改定する。
本規程は、2017年2月22日より改定する。